

広島県告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十一年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市鏡山北三一一の二、三一一の六、三一一の七、三四一の六、三四二の五、三四三の三（次の図に示す部分に限る。）、三四三の四から三四三の七まで、鏡山一丁目三四六の四、三四六の六、四六五の二、四六五の三、六〇三の二八、鏡山二丁目三四四の四、四六五の五、八四一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）